

総サ統第 539 号
令和 8 年 9 月 28 日

国立研究開発法人情報通信研究機構
理事長 大野英男 殿

総務大臣 藤井 比早之
(公印省略)

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律等の施行を
踏まえた脆弱性関連情報の取扱いについて（通知）

昨今、厳しさを増す国際的な安全保障環境の中で、平素より国家を背景として、重要インフラの機能停止や機微情報の窃取等を目的としたサイバー攻撃が行われており、サイバー分野における安全保障の確保が切迫した課題となっているところです。

こうした中で、重要な電子計算機に対する不正な行為による被害の防止を図ることを目的として、情報の収集、収集した情報の整理・分析、整理・分析を踏まえて作成した情報の提供等について規定した重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和 7 年法律第 42 号。以下「法」という。）及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 7 年法律第 43 号。以下「整備法」という。）が昨年 5 月 23 日に公布され、本年 10 月 1 日から施行されます。

これを踏まえ、ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程（平成 29 年経済産業省告示第 19 号）第 1 3（5）に規定する脆弱性関連情報（以下単に「脆弱性関連情報」という。）に関し、重要な電子計算機に対する不正な行為による被害の防止のため、法及び整備法に基づく必要な対応を行うことができるよう、電波利用技術調査費補助金により行うサイバーセキュリティ対策助言等業務のうち関係者に対する必要な助言及び情報の提供については、下記のとおりとしますので、通知します。

記

貴機構において、脆弱性関連情報（未知の情報に限る。）を認知し、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）第 14 条第 1 項第 7 号ロに基づき製品開発者

に必要な助言及び情報の提供を行うときは、当該製品開発者の負担軽減のため、内閣府、独立行政法人情報処理推進機構及び一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターと緊密に連携をとること。

本取扱いは、本年 10 月 1 日から実施すること。